

熊谷市告示（乙）第81号

下記1の告示内容について、下記2のとおり訂正する。

令和7年3月31日

熊谷市長 小林 哲也



1 対象告示

告示番号 熊谷市告示（乙）第109号

告示日 令和4年5月27日

2 訂正内容

(1) 告示内容

訂正前

土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類

訂正後

土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類

(2) 別図

訂正前

30m格子（ $30\text{m} \times 30\text{m} = 900\text{m}^2$ ）

訂正後

30m格子（ $30\text{m} \times 30\text{m} = 900\text{m}^2$ ）

熊谷市告示（乙）第109号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を次のとおり指定する。

令和4年5月27日

熊谷市長 小林 哲也



1 形質変更時要届出区域として指定する区域

別図のとおり（熊谷市三ヶ尻5980番1の一部、6200番1の一部）

2 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類

ふっ素及びその化合物、ほう素及びその化合物

別 図

起点
熊谷市三ヶ尻6200番1の最北端より
南に120 m、東に56 m移動した位置
とする。

格子の回転角度 44度26分11秒
起点を通り東西方向及び南北方向に引
いた線並びにこれらと平行に10m間隔
で引いた線により構成される格子を、
起点を支点に右方向に回転させた角度
を示す。

基準不適合範囲の面積
300 m²

-  形質変更時要届出区域：
ふっ素及びその化合物_土壌溶出量基準
-  形質変更時要届出区域：
ほう素及びその化合物_土壌溶出量基準
-  単位区画 (10m × 10m=100m²)
-  30m格子 (30m × 30m=300m²)

